

○厚生労働省令第七十九号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号）第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月二十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第一(第四条の二関係) 劇物</p> <p>一〇十一の八 (略)</p> <p>十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(26)(1) (25) (略)</p> <p>(27) 一―(三―クロロ―二―ピリジル)―四―シアノ―二―メチル―六―(メチルカルバモイル)―三―「五―(トリフルオロメチル)―二H―一・二・三・四―テトラゾール―二―イル」メチル―一H―ピラゾール―五―カルボキサニリド及びこれを含有する製剤</p> <p>(28) (略)</p> <p>十二(29) 〃(146) 〃(略)</p> <p>十三(略)</p>	<p>別表第一(第四条の二関係) 劇物</p> <p>一〇十一の八 (略)</p> <p>十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(26)(1) (25) (略)</p> <p>一―(三―クロロ―四・五・六・七―テトラヒドロピラゾロ「一・五―a」ピリジン―二―イル)―五―「メチル(プロプ―二―イン―一―イル)アミノ」―一H―ピラゾール―四―カルボニトリル(別名ピラクロニル)及びこれを含有する製剤 (新設)</p> <p>(27) 二―(四―クロロフェニル)―二―(一H―一・二・四―トリアゾール―一―イルメチル)―ヘキサニトリル(別名ミクロブタニル)及びこれを含有する製剤</p> <p>十二(28) 〃(145) 〃(略)</p> <p>十三(略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。